

(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン修正一覧

ページ	修正前	修正後
8	<p>【未婚率の推移（女性 20～39 歳）】</p>	<p>【未婚率の推移（女性 20～39 歳）】</p>
18	<p>重点施策 3 子どもたちの体力向上</p> <p>メディアやインターネットの発達などにより、子ども達が体を動かして遊んだり運動する時間が減少し、<u>そのことによる運動能力の低下が懸念されています。</u></p> <p>本市では、子ども達が自ら楽しみ体を使うことができる施設の整備を進め、子どもたちの体力向上を目指します。</p>	<p>重点施策 3 子どもたちの体力向上</p> <p>メディアやインターネットの発達などにより、子ども達が体を動かして遊んだり運動する時間が減少し、<u>そのことにより運動能力が低下しております。</u></p> <p>本市では、子ども達が自ら楽しみ体を使うことができる施設の整備を進め、子どもたちの体力向上を目指します。</p>
26	<p>基本施策 1 教育・保育事業の充実</p> <p>本市には、平成 26 年 10 月 1 日現在で、39 か所の認可保育所（公立 25 か所、私立 14 か所）、<u>45 か所の認可外保育施設</u>が設置されています。また、幼稚園は 33 か所（全て私立）が設置されています。</p> <p><u>このうち、認可保育所については、年度当初には少ないものの、年度末にかけて増加しており、平成 26 年 3 月 1 日時点では 115 人の待機児童が発生しています。</u>また、保育の潜在的ニーズは大きく、低年齢児からの保育や時間外保育など、多様な保育サービスへのニーズは高いものがあります。</p> <p>また、認可外保育施設については、<u>認可保育所では対応が困難な細やかで独自性の高い保育サービ</u></p>	<p>基本施策 1 教育・保育事業の充実</p> <p>本市には、平成 26 年 10 月 1 日現在で、39 か所の認可保育所（公立 25 か所、私立 14 か所）、<u>63 か所の認可外保育施設（うち 18 か所事業所内保育施設）</u>が設置されています。また、幼稚園は 33 か所（全て私立）が設置されています。</p> <p><u>このうち、認可保育所の待機児童数については、年度当初には少ないものの、年度末にかけて増加しており、平成 26 年 3 月 1 日時点では 115 人発生しています。</u>また、保育の潜在的ニーズは大きく、低年齢児からの保育や時間外保育など、多様な保育サービスへのニーズは高いものがあります。</p> <p>また、認可外保育施設については、<u>保育日数・時間、夜間や休日の預かりなど、保護者の個別ニ</u></p>

	<p><u>スにより、多様な保護者のニーズに対応しております。</u></p> <p>今後は、「子ども・子育て___新制度」における新たな枠組みを中心に、子どもの教育・保育の場を質・種類・量ともに充実させ、施設の特徴に合わせて人的・経済的な支援を図り、多様化・複雑化する子育てニーズの受け皿として<u>展開することを期待するものです。</u></p> <p>(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策</p> <p><u>国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、</u>計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。</p> <p>また、<u>設定した「量の見込み」</u>に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による<u>確保の内容及び実施時期</u>を設定します。</p> <p>計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。</p>	<p><u>ズにんえ、認可保育所の補完的役割を果たしています。</u></p> <p>今後は、「子ども・子育て<u>支援新制度</u>」における新たな枠組みを中心に、子どもの教育・保育の場を質・種類・量ともに充実させ、施設の特徴に合わせて人的・経済的な支援を図り、多様化・複雑化する子育てニーズの受け皿として<u>展開します。</u></p> <p>(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策</p> <p><u>第3章第3節において設定した市内3つの教育・保育提供区域ごとに、5年間の</u>計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。</p> <p>また、<u>定めた「量の見込み」</u>に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業の<u>施設整備の内容及びその時期</u>を設定します。</p> <p>計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。</p>
<p>28 29</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>② 2号認定（幼稚園利用希望が強い）</u></p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある3～5歳児について、幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p><u>③ 2号認定（保育所・認定こども園）</u></p> <p>3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p>	<p><u>② 2号認定</u></p> <p><u>3～5歳の保育の必要があるお子さんがこの認定区分に該当しますが、その中でも幼稚園利用を希望するお子さんと保育のみを利用希望するお子さんに分けて量の見込み及び確保方を算出します。</u></p> <p><u>(ア) 2号認定（幼稚園利用を希望するお子さん）</u></p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある3～5歳児について、幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(イ) 2号認定（保育のみを利用希望するお子さん）</u></p> <p>3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>※2号認定全体の総括説明を追加</p>
<p>30 31</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>④ 3号認定（0歳）</u></p> <p>0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>(中略)</p> <p><u>⑤ 3号認定（1・2歳）</u></p>	<p><u>③ 3号認定</u></p> <p><u>0～2歳の保育の必要があるお子さんがこの認定区分に該当します。0歳児と1・2歳児では保育士の配置基準等が異なるため、分けて算出します。</u></p> <p><u>(ア) 3号認定（0歳）</u></p> <p>0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(イ) 3号認定（1・2歳）</u></p>

	<p>1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p>	<p>1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>※3号認定全体の総括説明を追加</p>																																																																																																																																																										
32	<p>⑥ 保育利用率</p> <p>計画期間における満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定の利用定員数の割合の目標値(保育利用率)は以下の通りとします。</p>	<p>④ 保育利用率</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、満3歳未満の子どもの待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの量の見込みの割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。</p> <p>各年度の量の見込みに対応できる保育サービスの供給が目標となることから、本市における保育利用率の目標値は、「量の見込み(3号認定子ども)÷推計人口(0～2歳)」により算出された以下の数値とします。</p>																																																																																																																																																										
32	<p>② 2号認定(幼稚園利用希望が強い) (中略)</p> <p>③ 2号認定(保育所・認定こども園) (中略)</p> <p>【計画期間内の特定保育・保育施設(保育所または認定こども園)の整備目標】 (単位:人分)</p> <table border="1" data-bbox="397 1026 1507 1213"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心部+南東部</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 3号認定(0歳) (中略)</p> <p><計画期間内の特定保育・保育施設(保育所または認定こども園)の整備目標> (単位:人分)</p> <table border="1" data-bbox="347 1467 1507 1654"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心部+南東部</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p><計画期間内の特定地域型保育事業の整備目標> (単位:人分)</p> <table border="1" data-bbox="347 1778 1507 1873"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心部+南東部</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計	中心部+南東部	60	60	60	60	60	300	西部	20	20	20	20	20	100	北部	30	30	30	30	30	150		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計	中心部+南東部	60	60	60	60	60	300	西部	20	20	20	20	20	100	北部	30	30	30	30	30	150		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計	中心部+南東部	60	60	60	60	60	300	<p>⑤ 計画期間内の施設の整備目標</p> <p>(ア) 特定教育・保育施設</p> <p>2号認定分 (単位:人分)</p> <table border="1" data-bbox="1593 858 2703 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心部+南東部</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>3号認定分 (単位:人分)</p> <table border="1" data-bbox="1593 1092 2703 1278"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心部+南東部</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 特定地域型保育事業 (単位:人分)</p> <table border="1" data-bbox="1593 1461 2703 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心部+南東部</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認定区分別に記載していた整備目標をまとめて記載</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計	中心部+南東部	60	60	60	60	60	300	西部	20	20	20	20	20	100	北部	30	30	30	30	30	150		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計	中心部+南東部	60	60	60	60	60	300	西部	20	20	20	20	20	100	北部	30	30	30	30	30	150		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計	中心部+南東部	60	60	60	60	60	300	西部	20	20	20	20	20	100	北部	40	40	40	40	40	200
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計																																																																																																																																																						
中心部+南東部	60	60	60	60	60	300																																																																																																																																																						
西部	20	20	20	20	20	100																																																																																																																																																						
北部	30	30	30	30	30	150																																																																																																																																																						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計																																																																																																																																																						
中心部+南東部	60	60	60	60	60	300																																																																																																																																																						
西部	20	20	20	20	20	100																																																																																																																																																						
北部	30	30	30	30	30	150																																																																																																																																																						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計																																																																																																																																																						
中心部+南東部	60	60	60	60	60	300																																																																																																																																																						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計																																																																																																																																																						
中心部+南東部	60	60	60	60	60	300																																																																																																																																																						
西部	20	20	20	20	20	100																																																																																																																																																						
北部	30	30	30	30	30	150																																																																																																																																																						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計																																																																																																																																																						
中心部+南東部	60	60	60	60	60	300																																																																																																																																																						
西部	20	20	20	20	20	100																																																																																																																																																						
北部	30	30	30	30	30	150																																																																																																																																																						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計																																																																																																																																																						
中心部+南東部	60	60	60	60	60	300																																																																																																																																																						
西部	20	20	20	20	20	100																																																																																																																																																						
北部	40	40	40	40	40	200																																																																																																																																																						

	<table border="1"> <tr> <td>西部</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>200</td> </tr> </table> <p>⑤ 3号認定（1・2歳）</p>	西部	20	20	20	20	20	100	北部	40	40	40	40	40	200	
西部	20	20	20	20	20	100										
北部	40	40	40	40	40	200										
36	<p>③ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）</p> <p><u>子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</u></p>	<p>③ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）</p> <p><u>お子さんを預かってほしい方（おねがい会員）と、お子さんを預かることができる方（まかせて会員）がそれぞれ会員となり、お互いに信頼関係を築きながら育児について助け合う事業です。</u></p>														
39	<p>⑥ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p> <p><u>〈今後作成予定〉</u></p>	<p>⑥ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p> <p><u>幼稚園・保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。本市においては、専門家による支援チームを新規参入事業者へ派遣し、支援します。</u></p>														
40	<p>(1) 放課後児童クラブの整備・充実</p> <p><u>平成 27 年度から放課後児童クラブの対象となる小学 6 年生までの児童の受入れ及び未設置校への設置を推進するため、小学校の空き教室や近隣の公共施設等の活用、運営体制の整備に努め、準備が整った小学校から、順次、整備を進めます。</u></p> <p><u>また、保護者会等が運営する一定の条件を満たす放課後児童クラブに対し、安定した運営と保護者の負担軽減のため、助成を行います。</u></p> <p>なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。</p> <p>①放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所（<u>児童クラブ</u>）において、その健全な育成を図る事業です。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭の低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。</p> <p>【確保の方策】</p> <p><u>平成 27 年度から対象となる 4～6 年生の受入れ体制及び未開設校の施設運営を、小学校の空き教室等の活用等を検討しながら、順次整備を進めます。</u></p>	<p>(1) 放課後児童クラブの整備・充実</p> <p><u>放課後児童クラブの開設及び平成 27 年度から新たに対象となる小学 4～6 年生の受入れをを推進します。</u></p> <p><u>また、保護者会が運営する放課後児童クラブについては、保護者の負担軽減を図るため、引き続き運営費の一部を助成するとともに、その他の団体等が運営する放課後児童クラブについては、今後、助成のあり方について検討します。</u></p> <p>なお、この施策に該当する地域子育て支援事業の見込み量、確保の方策については、以下の通りとします。</p> <p>①放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所（<u>放課後児童クラブ</u>）において、その健全な育成を図る事業です。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭の低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。</p> <p>【確保の方策】</p> <p><u>放課後児童クラブの未開設校については、開設基準等を満たす小学校から、整備を進めます。また、平成 27 年度から新たに対象となる小学 4～6 年生の受入れについては、余裕教室等を活用し、整備を進めます。</u></p>														
42	<p>(2) 地域子ども教室の運営</p> <p>地域子ども教室の運営にあたっては、地域の方々の協力を得て実施することが重要であることから、学校や地域との連携に努めるとともに、<u>新設の可能性について調査し、可能な地域から教室の新設に向けて検討します。</u></p>	<p>(2) 地域子ども教室の運営</p> <p>地域子ども教室の運営にあたっては、地域の方々の協力を得て実施することが重要であることから、学校や地域との連携に努めるとともに、<u>新規開設については、地域のボランティアの協力体制など、条件が整った小学校から、順次、整備を進めます。</u></p>														

4 3	<p>基本施策3 地域における子育ての支援</p> <p><u>核家族化や都市化の進行により、身近に相談できる相手がないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感を感じている保護者がみられます。孤立した子育ては、養育力の低下や児童虐待の要因となることから、身近なところでいつでも気軽に親子で集い、お互いに相談や情報交換、交流することができるような場の提供が必要です。</u></p>	<p>基本施策3 地域における子育ての支援</p> <p><u>子育て中の保護者にとって、育児についての悩みはつきませんが、身近に相談できる相手がないことで、子育てを負担に感じてしまう保護者がみられます。地域の身近なところでいつでも気軽に親子で集い、お互いに相談や情報交換、交流することができるような場の提供が必要です。</u></p>																
4 6	<p>(3) 幼稚園・保育所__の保育料の負担軽減</p> <p>_____平成 27 年度より、所得制限を設けた上で、幼稚園・保育所等の就園児のうち、第1子を対象に保育料の無料化・軽減を実施します。</p> <p>また、多子世帯等の保育料の軽減を行うなど、負担軽減を図ります。</p> <p><u>①実費徴収に係る補足給付を行う事業</u></p> <p><u>〈今後作成予定〉</u></p>	<p>(3) 幼稚園・保育所等^等の保育料の負担軽減</p> <p><u>子育て家庭の負担軽減を図るため、平成 26 年度より、所得制限を設けた上で、幼稚園・保育所等の就園児のうち、第1子を対象に保育料の無料化・軽減を実施します。</u></p> <p>また、多子世帯等の保育料の軽減を行うなど、負担軽減を図ります。</p> <p><u>①実費徴収に係る補足給付を行う事業</u></p> <p><u>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。実施にあたっては、各施設により実費徴収の範囲や額が異なるため、それぞれの負担水準の調査を行います。</u></p>																
4 7	<p>施策領域2 健康</p> <p>基本施策2 子どもや母親の健康の確保</p> <p>(3) 子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実</p> <p>①利用者支援事業</p> <p>身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>各地区の保護者にとって身近な場所で実施できるよう、既存の3か所の子育て支援施設（ニコニコ子ども館、東部地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センター）、平成27年度に開設される2施設（西部地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センター）において実施するものとします。</p> <p>【確保の方策】</p> <p>現在は、ニコニコ子ども館、東部及び南部地域子育て支援センターにおいて実施しています。今後は、平成27年度に開所する西部及び北部地域子育て支援センターにおいても実施するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(単位：箇所)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">平成25年度実績</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">平成27年度</td> <td style="width: 15%;">平成28年度</td> <td style="width: 15%;">平成29年度</td> <td style="width: 15%;">平成30年度</td> <td style="width: 15%;">平成31年度</td> </tr> </table>		平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	<p>施策領域1 子育て支援</p> <p>基本施策3 地域における子育ての支援</p> <p>(1) 地域子育て支援センターの充実</p> <p>②利用者支援事業</p> <p>身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>各地区の保護者にとって身近な場所で実施できるよう、既存の3か所の子育て支援施設（ニコニコ子ども館、東部地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センター）、平成27年度に開設される2施設（西部地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センター）において実施するものとします。</p> <p>【確保の方策】</p> <p>現在は、ニコニコ子ども館、東部及び南部地域子育て支援センターにおいて実施しています。今後は、平成27年度に開所する西部及び北部地域子育て支援センターにおいても実施するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(単位：か所)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">平成25年度実績</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">平成27年度</td> <td style="width: 15%;">平成28年度</td> <td style="width: 15%;">平成29年度</td> <td style="width: 15%;">平成30年度</td> <td style="width: 15%;">平成31年度</td> </tr> </table>		平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度											
	平成25年度実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度											

	<table border="1"> <tr> <td>郡山市全体</td> <td>3</td> <td>量の見込み</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>確保方策</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>①中心部 +南東部</td> <td>3</td> <td>量の見込み</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>確保方策</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>②西部</td> <td>0</td> <td>量の見込み</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>確保方策</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>③北部</td> <td>0</td> <td>量の見込み</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>確保方策</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>	郡山市全体	3	量の見込み	5	5	5	5	5			確保方策	5	5	5	5	5	①中心部 +南東部	3	量の見込み	3	3	3	3	3			確保方策	3	3	3	3	3	②西部	0	量の見込み	1	1	1	1	1			確保方策	1	1	1	1	1	③北部	0	量の見込み	1	1	1	1	1			確保方策	1	1	1	1	1	<table border="1"> <tr> <td>郡山市全体</td> <td>3</td> <td>量の見込み</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>確保方策</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>①中心部 +南東部</td> <td>3</td> <td>量の見込み</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>確保方策</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>②西部</td> <td>0</td> <td>量の見込み</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>確保方策</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>③北部</td> <td>0</td> <td>量の見込み</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>確保方策</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※施策領域の変更</p>	郡山市全体	3	量の見込み	5	5	5	5	5			確保方策	5	5	5	5	5	①中心部 +南東部	3	量の見込み	3	3	3	3	3			確保方策	3	3	3	3	3	②西部	0	量の見込み	1	1	1	1	1			確保方策	1	1	1	1	1	③北部	0	量の見込み	1	1	1	1	1			確保方策	1	1	1	1	1
郡山市全体	3	量の見込み	5	5	5	5	5																																																																																																																											
		確保方策	5	5	5	5	5																																																																																																																											
①中心部 +南東部	3	量の見込み	3	3	3	3	3																																																																																																																											
		確保方策	3	3	3	3	3																																																																																																																											
②西部	0	量の見込み	1	1	1	1	1																																																																																																																											
		確保方策	1	1	1	1	1																																																																																																																											
③北部	0	量の見込み	1	1	1	1	1																																																																																																																											
		確保方策	1	1	1	1	1																																																																																																																											
郡山市全体	3	量の見込み	5	5	5	5	5																																																																																																																											
		確保方策	5	5	5	5	5																																																																																																																											
①中心部 +南東部	3	量の見込み	3	3	3	3	3																																																																																																																											
		確保方策	3	3	3	3	3																																																																																																																											
②西部	0	量の見込み	1	1	1	1	1																																																																																																																											
		確保方策	1	1	1	1	1																																																																																																																											
③北部	0	量の見込み	1	1	1	1	1																																																																																																																											
		確保方策	1	1	1	1	1																																																																																																																											
62	<p>基本施策2 雇用環境の整備</p> <p>(中略)</p> <p><u>(1) 雇用促進と職業意識・能力習得の推進</u></p> <p><u>関係機関等と連携を図りながら、就労機会の確保及び社会人としての職業意識や知識・能力を身につけた人材育成に努めます。</u></p>	<p>基本施策2 雇用環境の整備</p> <p>(中略)</p> <p><u>(1) 雇用の促進</u></p> <p><u>国、県及び関係機関等との連携による雇用の場の確保を図るとともに、子育て女性の就職支援に係る協議の場を設け、効果的・効率的な雇用施策を開発し、より一層の雇用環境の充実に努めます。</u></p> <p><u>(2) 職業意識・能力習得の推進</u></p> <p><u>職業意識の向上や就職に必要な基礎的知識などを習得する事業を実施し、早期就職と職場定着の促進を図ります。また、フリーターやニートに特化した就労体験や相談会を通し、社会参加を促すとともに生活基盤が安定するよう支援に努めます。</u></p>																																																																																																																																
63	<p>基本施策3 男女共同参画社会の推進</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 男女共同参画の意識づくりと推進</p> <p>男女共同参画のさらなる意識づくりのために、情報紙の発行や啓発事業、講座開催のほか、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動に努めます。</p> <p>学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、男女共同の意識づくりや男女相互の協力の大切さについて、理解の促進に努めます。男女を問わない子育てへの参加意識の促進と、育児に関する知識を深める取組に努めます。</p>	<p>基本施策3 男女共同参画社会の推進</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 男女共同参画の意識づくりと推進</p> <p>男女共同参画のさらなる意識づくりのために、情報紙の発行や啓発事業、講座開催のほか、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動に努めます。</p> <p>学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、男女共同の意識づくりや男女相互の協力の大切さについて、理解の促進に努めます。男女を問わない子育てへの参加意識の促進と、育児に関する知識を深める取組に努めます。</p> <p><u>(2) 人権尊重意識に立った暴力の根絶</u></p> <p><u>暴力は重大な人権侵害であり、特に大きな社会問題をなっています。女性、高齢者、子ども等</u></p>																																																																																																																																

		<p><u>に対するあらゆる暴力の根絶に向け、法制度の周知を含めた啓発活動を充実します。</u> <u>また、人権意識が醸成されるよう、人権に関する学習機会の提供に努めます。</u></p>
68	<p>基本施策4 都市環境の整備</p> <p>(中略)</p> <p><u>(1) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備</u></p> <p><u>施設や都市基盤の整備に当たっては、地域社会全体でユニバーサルデザインに配慮し、安全・安心・快適なまちづくりを進めます。また、子育て中の家庭がまちなかや周辺市街地などに安心して外出できるよう、子育て家族向けの設備のある施設等の情報提供等に努めます。</u></p> <p><u>また、市民が外出中の子供連れの家族を暖かく見守りながら、必要な支援の手を差し伸べられる「心のユニバーサルデザイン」の推進に努めます。</u></p>	<p>基本施策4 都市環境の整備</p> <p>(中略)</p> <p><u>(1) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備</u></p> <p><u>施設や都市基盤の整備に当たっては、地域社会全体でユニバーサルデザインに配慮し、子育て中の家庭がまちなかや周辺市街地などに安心して外出できる環境整備をはじめ、安全・安心・快適なまちづくりに努めます。</u></p> <p><u>また、建物、道路、公園、交通手段などのハード面の整備とともに、子育て家族向けの設備のある施設等の情報提供や、子育て中の家庭が必要な支援やサービスを受けることができるようソフト面の整備にも努めます。</u></p> <p><u>(2) 心のユニバーサルデザイン</u></p> <p><u>安心して子育てを行う環境の実現には、家族や妊産婦を温かく見守りながら、必要な支援の手を差し伸べることができる人づくりが重要であることから、市民一人ひとりが思いやりの気持ちで支える「心のユニバーサルデザイン」の推進のため、様々なイベントでの啓発や小中学校への出前講座の実施等、ユニバーサルデザインの普及啓発を積極的に推進します。</u></p>